

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

所得税

★ 退職金を受け取った時

Q. 長年勤めた会社を定年で退職しました。退職金を受け取りましたが、確定申告は必要でしょうか？

A. 退職所得の受給に関する申告書を提出している場合は、確定申告は必要ありません。退職所得の金額は、役員等を除き、原則として、次のように計算します。

{収入金額(源泉徴収される前の金額) - 退職所得控除額} × 1/2 = 退職所得の金額
そして、退職所得控除額は、次のように計算します。

① 勤続年数(A)が20年以下の場合

40万円 × A (80万円に満たない場合は80万円)

② (A)が20年超の場合

800万円 + 70万円 × (A - 20年)

退職所得は、原則として、他の所得と分離して所得税額を計算しますが、退職金を受け取った際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している人については、会社が退職所得の金額に応じた所得税等を源泉徴収することとなっていますので、受給者本人は確定申告をする必要はありません。

一方、「退職所得の受給に関する申告書」の提出しなかった人については、退職金等の支払金額の20.42%の所得税額及び復興特別所得税額が源泉徴収されますので、受給者本人が確定申告を行い所得税額及び復興特別所得税額の精算をすることとなります。

★ 事業所得と雑所得の区分

Q. 退職をして新しく個人で起業したいと思います。事業所得と雑所得はどう違うのですか。また、どのように区分するのですか？

A. 総合勘案して判断されることとなります。

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業等から生ずる所得で、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ、反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められ業務から生ずる所得とされており、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得とされています。

所得計算は、いずれも総収入金額から必要経費を控除して求めるという点で同じです

が、損失が出たときに、事業所得は他の所得と損益通算ができるけど、雑所得はできないという点で違いがあります。

いずれの所得に該当するか、判断が難しいときがありますが、

- ① 営利性及び有償性、
- ② 反復継続性、
- ③ 自己の危険と計算においてする企画遂行性、
- ④ その者が費やした精神的及び肉体的労力とその程度、
- ⑤ 人的及び物的設備、
- ⑥ その者の職業、経験及び社会的地位、生活状況、
- ⑦ 相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性及び程度等

を総合的に考慮し、社会通念によって判断することになります。

たまたま、収入があったというのではなく、計画して仕事をするのであれば事業所得になりますし、税務署に個人事業の開設届、青色申告の届出を提出しておけば青色申告の特例も適用されます。

事業所得の場合には申告の義務を負いますが、雑所得の場合には所得があった時にだけ申告すれば良いことになります。

★ 青色専従者の要件

Q. 私は青色申告をしている個人事業者です。娘がお店を手伝ってくれることになりましたので、給与を出そうと思っています。家族に給与を支払うときは、一定の要件を満たさないといけないそうですが、どのようになっているのですか？

A. 所得税では、事業主が生計を一にする配偶者や親族に支払う給与の額は、原則として必要経費に算入することはできませんが、次の要件を満たす青色事業専従者に対して支払う給与については、その者の労務の対価として相当であると認められる金額を必要経費として算入することが認められています。青色事業専従者の要件は、次のとおりです。

- ① 事業主が不動産所得、事業所得、山林所得を生ずる事業を営んでいること
- ② その業務に従事する配偶者や親族（青色事業専従者）が15歳以上であり、かつ、その年を通じて6ヶ月を超える期間（結婚等により年を通じて従事することができない場合には従事することができる期間の2分の1を超える期間）その業務に専ら従事していること
- ③ 事業主が適用を受けようとする年の3月15日（その年1月16日以後新たに青色事業専従者を有することとなった場合には、その有することとなった日から2月以内）までに、青色事業専従者の氏名、職務の内容、給与の額、支給時期など必要事項を記載した書類を税務署長に提出していること

家族に支払う給与が必要経費に認められ課税所得の分散にもなりますので届出を失念しないようにご注意ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2075.htm>

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/pdf/h28/13_14.pdf

資 産 税

★ 空き家譲渡特例

Q. 今年度の税制改正では、空き家譲渡特例が改正されたとか。どのようになったのですか？

A. 空き家譲渡特例とは、相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等を、平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、一定の要件を満たす譲渡をした場合に、譲渡所得の金額から特別控除(3,000万円を限度)をしてくれるという制度で、平成28年の税制改正で創設された制度です。

今年度の税制改正では、適用期限が平成35年(2023年)12月31日まで延長されるとともに、老人ホーム等に入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋及びその敷地等については、次の要件を満たす場合に、この適用が受けられることとされました。

①被相続人が介護保険法に規定する要介護認定等を受け、かつ、相続開始の直前まで老人ホームに入所していたこと

②被相続人が老人ホーム等に入所したときから相続開始直前まで、その家屋について、その者による一定の使用がなされ、かつ、事業の用、貸付けの用、又はその者以外の者の居住の用に供されていたことがないこと

相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに売却することが要件になっていますので、期間を確認してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/joto/3306.htm>

相 続 税

★ 相続放棄と配偶者の相続税額の軽減

Q. 昨年、夫が亡くなりました。相続人は、私と子供の2人ですが、子供が相続を放棄しました。この場合、配偶者の相続税額の軽減はどうなりますか？

A. 相続財産の2分の1が軽減対象となります。

被相続人の配偶者が相続又は遺贈により財産を取得した場合、その配偶者について、配偶者の法定相続分に相当する金額(1億6千万円の方が多い場合は、1億6千万円)まで相続税が課税されないこととなっています。これを配偶者の相続税額の軽減といいます。

この場合の法定相続分とは、民法の規定による相続分をいいますが、相続の放棄があった場合にはその放棄がなかったものとした場合における相続分をいいます。

ご質問の場合、子供さんが相続を放棄されたということですが、この場合の法定相続分は、その放棄がなかったものとして考えますので、税額軽減の対象となる配偶者の法定相続分は2分の1となります。全財産を相続しても、全額が対象になるわけではありませんので、注意してください。

なお、仮に他の相続人が存在せず、あなただけが相続人であるという場合は、法定相続分が「1」となりますので、全財産が税額軽減の対象となり、税額は算出されないこととなります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4158.htm>